三条法人会だより

もっと、いい会社であるために。

令和 2. 2. 1
第 43 号
公益社団法人
三条法人会
三条市須頃1-20
三条商工会議所会館5F
TEL (0256) 35-6350
FAX (0256) 32-9335
URL
http://www.sanjohojinkai.or.jp/
発行責任者
総務広報委員長 長岡信治

（写真提供：田上町商工会）

「田上町梅林公園」

田上町梅林公園は、平成10年に完成し、紅梅・白梅・しだれ梅が植栽されています。この公園を取り囲むように、丸山地区、南郷地地区、平林地区と約６ヘクタールの梅畑が広がり、３月下旬から４月上旬には、かわいらしい小さな花が見頃を迎え、毎年４月の第１日曜日に、「田上うめまつり」のイベントも開催されます。

ここで栽培される梅は「越の梅」で「皮がやわらかい」、「種が小さく果肉が多い」という特徴を持ち、梅漬けや梅酒などの加工品に適しています。

現在では、田上町全体で約８ヘクタールの梅畑で、2,000本ほどの栽培が行われており、町を代表する農産物として知られています。

収穫期は６月下旬から７月上旬で、この頃になると梅干しや梅酒づくりの作業が街のあちこちで始まります。

三条法人会
消費税期限内納付
推進運動実施中

迎　春　～2020年頭ご挨拶～

ごあいさつ

公益社団法人 三条法人会
会長　**野　崎　正　明**

新春を迎えるに当たりまして、謹んでご挨拶を申し上げます。会員の皆様には、健やかに新春をお迎えになったことと心よりお喜びを申し上げます。

三条法人会は、昨年６月の総会で２年毎の役員改選があり、新しい役員組織としてスタートし早８か月余りが経過いたしました。この間、税務当局をはじめ関係各位そして会員の皆様のご指導ご協力のなか、着実に事業を進めることが出来ました。
改めて感謝を申し上げる次第であります。

令和元年度は公益社団として８年目を迎えましたが、法人会の基本方針に則り諸事業に取り組んでまいりました。税を中心とした公益事業では、税に関する研修会やセミナー、租税教室の開催や絵はがきコンクールの実施、税の広報活動、そして福祉施設へのタオルの寄贈など、社会貢献事業も実施してまいりました。何れの事業も継続事業として積極的に展開していく予定であります。

さて、消費税率は昨年10月１日に予定されておりました10％に引き上げられました。心配しておりました個人消費は前回2014年の様な大きな駆け込み需要もなく、景気の落ち込みは限定的で回避出来たと言われております。その背景には、直前まで賛否意見のありました軽減税率の実施や各種キャッシュレス決済による還元措置などが影響していると判断されています。社会保障と税の一体改革でスタートしたこの改革は、現在では教育無償化など給付の面で使途が拡大され、当初の理念が無くなったと言う意見も多々あり、今後は、更なる消費税率アップにつながることも考えられますが、昨年12月に令和２年度税制改正大綱が決定し、法人課税、個人所得税など多項目にわたって拡充されております。一日も早くその成果を期待したいと思っております。

今、日本経済は中国経済の減速や米中の貿易摩擦により、景気に停滞感が窺われ、先行き大きな期待ができない状況であります。

私達法人会は、改正、変化する税制環境を確り把握しながら今後の企業経営に臨んでいくことが必要となってまいります。税務当局並びに税理士会の皆様に、より一層のご指導をお願い申し上げる次第であります。

結びに、会員企業の益々のご繁栄と皆様のご健勝を祈念するとともに、法人会活動への積極的なご参加をお願い申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

三条税務署
署長　**長谷川　浩　通**

年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶申し上げます。

公益社団法人三条法人会の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

旧年中は、野崎会長をはじめ会員の皆様には、税務行政全般にわたり深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」という理念の下、会員相互の連帯・協調を図りながら、税務研修会や租税教室等の租税啓発活動や社会貢献活動などに積極的に取り組まれ、地域社会及び会員企業の健全な発展に多大な貢献をされておられます。

このような充実した事業活動は、税務に携わる私どもといたしましては、大変心強く感じますとともに、深く敬意を表する次第であります。

ご承知のとおり、昨年10月に消費税率が10％へ引上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されました。私どもとしましては、事業者の皆様が軽減税率制度を含む改正内容や消費税の仕組みを十分理解し、自ら適正な申告・納税ができますよう、定着に向け周知・広報、相談対応等に引き続き取り組んでまいりますので、今後ともご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年が明けまして、所得税等の確定申告の時期を迎えました。税務署では自宅等からのe-Taxの推進に取り組んでおります。自宅等からパソコンやスマートフォンで、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、混雑している確定申告会場に出向くことなく、簡単に確定申告書が作成できます。また、より便利にe-Taxをご利用いただけるよう、スマートフォン専用画面の利用対象者を大幅に拡大するなど、その利便性の向上を図っておりますので、会員企業役員等の皆様はもちろんのこと、従業員の皆様にもご利用いただけるよう、周知等につきまして、ご協力をお願い申し上げます。

結びに当たり、本年が、公益社団法人三条法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご繁栄の年となりますことを心からご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

公益社団法人　三条法人会　理事会の開催

令和元年11月27日（水）、三条市横町「おゝ乃」において、理事会を開催しました。議題は、議決事項として、第１号議案「個人情報取扱規程の制定について」、第２号議案「個人番号及び特定個人情報取扱規程の制定について」、第３号議案「就業規則の一部改正について」、第４号議案「令和元年度会員数の状況と会員増強の推進について」の議案審議と報告事項として、令和２年度税制改正要望について、合同納税表彰式法人会関係者の報告について、令和元年度後期会議・事業予定について等、各種事業の実施状況の報告と資料説明が行われた。

第１号議案「個人情報取扱規程の制定について」、第２号議案「個人番号及び特定個人情報取扱規程の制定について」、第３号議案「就業規則の一部改正について」は「個人情報保護に関する法律」等に基づき定めたことを説明して了承された。

第４号議案「令和元年度会員数の状況と会員増強の推進について」では、平成31年４月以降の退会と新規加入状況について、新規加入が６社、退会が34社、全体では28社の減となる旨の報告が行われた。特に退会社については、法人の解散、整理、倒産など法人組織そのものがなくなる又は事業縮小によるため等の退会理由が多く厳しい現状が報告された。これらの現状を受けて、大変厳しい状況であるが、引き続き、野崎会長のもと、法人会組織の基盤となる会員増強の推進について積極的に取り組んでいくことが確認された。

報告事項については上記のほか、新潟県立ち入り検査の結果報告、第19回法人会ゴルフ大会収支決算報告が行われた。

その後、福利厚生制度推進連絡協議会を開催し、大同生命保険株式会社他保険３社から、「想いをつないで50年『会員企業を守りたい』」事業の取り組み状況並びに今後の各種保険制度の加入促進計画について詳細説明を受け、新規・見直しを含め加入実績を上げていくことが確認された。

～税制改正に関する提言書を市長・議長・地元国会議員へ提出～

令和２年度の税制改正に関する提言書を去る11月26日（火）、野崎会長と外山税制委員長、事務局で、國定勇人三条市長、阿部銀次郎市議会議長を訪ね、直接提言書を手渡し、主旨を伝えると共に要望を行った。また同日、菊田真紀子衆議院議員三条事務所を訪ね、相墨秘書に提言書を手渡し要望を行いました。

提言書は、公益財団法人全国法人会総連合が全国の単位法人会会員に広くアンケート調査を実施、要望事項を県連単位で集約したものを、全法連税制委員会・理事会で最終的に取りまとめたものです。

令和２年度税制改正スローガン

○経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
○適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
○中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を！
○中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

令和２年度税制改正に関する提言（要望項目）

＜基本的な課題＞

Ⅰ．税・財政改革のあり方
- １．財政健全化に向けて
- ２．社会保障制度に対する基本的考え方
- ３．行政改革の徹底
- ４．消費税引き上げに伴う対応措置
- ５．マイナンバー制度について
- ６．今後の税制改革のあり方

Ⅱ．経済活性化と中小企業対策
- １．法人実効税率について
- ２．中小企業の活性化に資する税制措置
- ３．事業承継税制の拡充

Ⅲ．地方のあり方

Ⅳ．震災復興等

Ⅴ．その他
- １．納税環境の整備
- ２．租税教育の充実

＜税目別の具体的課題＞
- １．法人税関係
  - (1) 役員給与の損金算入の拡充
  - (2) 交際費課税の適用期限延長
  - (3) 公益法人課税
- ２．所得税関係
  - (1) 所得税のあり方（控除制度の拡大・見直し等）
  - (2) 少子化対策（税制上の支援措置の検討）
- ３．相続税・贈与税関係
  - (1) 相続税の負担率の軽減他
  - (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ等
- ４．地方税関係
  - (1) 固定資産税の抜本的見直し（評価方法の見直し等）
  - (2) 事業所税の廃止
  - (3) 住民税の超過課税の見直し
  - (4) 法定外目的税の見直し
- ５．その他
  - (1) 配当に対する二重課税の見直し
  - (2) 電子申告（地方税の電子申告とのシステム連携の検討等）

＜個別法令・通達関係＞

Ⅰ．法令関係
- １．法人税関係
  - ①無形減価償却資産（ソフトウェア）の期間短縮
  - ②引当金の損金算入の見直し（退職・賞与引当金）
  - ③電話加入権の損金算入の見直し
  - ④耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置の創設
  - ⑤法人税の延納の復活
  - ⑥申告書の提出期限の延長（３か月以内に）
- ２．所得税関係
  - ①土地・建物等の損益通算（譲渡損失の損益通算等）
  - ②不動産所得の負債利子の損益通算の復活
  - ③医療費控除限度額引き上げ（限度額を300万円に）
  - ④災害等に係る雑損失の繰越控除期間の延長
  - ⑤源泉納付の見直し（納付期限の延長）
- ３．相続税・贈与税関係
  - ①保険金・死亡退職金の非課税限度額の引き上げ
  - ②控除の新設（遺言執行費用等）
  - ③被相続人の保証債務の弁済
  - ④贈与税の配偶者控除額の引き上げ（3,000万円に）
- ４．消費税関係
  - ①消費税の確定申告書の提出期限の延長
  - ②消費税の届出書の提出期限の延長
- ５．印紙税の廃止
- ６．地方税関係
  - ①固定資産税の減免等
  - ②法人事業税の見直し
  - ③個人住民税の特別徴収の見直し（特別徴収事務簡素化等）
  - ④欠損金繰戻し還付制度の創設・延納制度の新設

Ⅱ．通達関係
- １．法人税関係
  - ①修繕費の認定範囲の見直し等
  - ②借地権の地代認定基準の見直し
- ２．相続税関係
  - ①取引相場のない株式の評価の見直し等

合同納税表彰式

毎年11月の「税を考える週間」行事に開催されている恒例の合同納税表彰式が、11月15日（金）、ジオ・ワールドビップにおいて、多数のご来賓、関係者の出席のもとに開催されました。法人会関係者の受賞者をご紹介します。

関東信越国税局長表彰披露（敬称略）

永年にわたり法人会の事業を通じ申告納税制度の普及発展並びに租税教育に尽力された三条法人会野崎会長が関東信越国税局長表彰を受けられましたことが披露され、長谷川税務署長より花束が贈呈された。

公益社団法人　三条法人会　会　　長　**野　崎　正　明**

三条税務署長表彰者（敬称略）

永年にわたり税務行政の円滑化と納税道義の高揚に多大な貢献をされ、会の健全な発展と税意識の普及に尽力された方々に三条税務署長より、表彰されました。

公益社団法人　三条法人会　副　　会　　長　**刈　屋　　哲**　**嵐北産業㈱**
前女性部会長　**田　中　由起子**　**税理士法人みのり**

★公益社団法人 三条法人会 優良経理担当者表彰（順不同敬称略）

優良経理担当者に会長から表彰状並びに記念品が授与されました。

○三条地区会	㈱矢嶋屋	青木　孝子
	㈱共栄鍛工所	内藤　弥生
	公益財団法人三条市交通安全協会	小林まどか
	㈱コロナ	小山　健人
	㈱コロナ	冨所　幸久
	㈱サンライフエンジニアリング	庄子　由佳
○加茂地区会	㈱つばめや	有本ひとみ
	㈱小柳組	出口　勝也
	㈱小柳組	小菅　靖子
	加茂市建設業協同組合	森山　裕子
○栄地区会	㈱中央建設	小林　玲子
○下田地区会	農事組合法人島川原	若林　　登

税に関する作文コンクール（公益社団法人三条法人会長賞）（敬称略）

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催し、三条法人会も後援している、「税に関する作文コンクール」の中学生の部優秀作品に法人会長賞が授与され、副賞と記念メダルが贈呈された。

又、応募者に参加賞として法人会より、マーカーペン1,300本と税の小冊子1,300冊を贈呈した。

中学生の部　加茂市立若宮中学校　安　藤　紗　珠
題名　「「あたり前」を壊さぬように…」

日商３級簿記（複式簿記）講座の開催

８月27日から10月31日までの16日間、三条商工会議所において、毎年度実施している日商簿記３級講座を開催した。松﨑孝史税理士事務所の松﨑孝史先生を講師に迎え、午後６時30分から９時までの夜間の長期講座であったが今年は、23名が受講し日商簿記検定試験３級合格を目指した。

初日の８月27日午後６時30分から開校式を行い、講師の松﨑さんからはこの講習を受講されたからは是非最終的に日商簿記の３級を取っていただきたいと激励のメッセージを送り講義に入った。10月31日の最終日には、出席率70％以上の21名に対し法人会より終了証書が交付された。

青年部会の活動

県連合同セミナーへの参加

新潟県法人会連合会青年部会連絡協議会合同セミナーが９月18日（水）上越市で行われ、当法人会青年部会から11名参加した。

式典の後、大島グループ代表大島誠氏から「百年料亭の復活と地域の活性化」と題し、百年料亭「宇喜世」の立ち上げ、百年料亭のネットワークなど講和をいただき大変有意義なものとなった。

法人会全国青年の集いに参加

第33回法人会全国青年の集い大分大会が11月７日（木）・８日（金）大分市で開催され、当法人会青年部会から４名参加した。

部会長サミットにおいては、青年部の新たな取り組み予定となる「財政健全化のための健康経営プロジェクト」について意見交換が行われた。

大会式典では、青年部会活動の柱である租税教育活動や部会増強について、一年間の取り組みと成果を発表し、全国青年部会の連携強化を図った。

また、全国各地より選抜された租税教育活動プレゼンテーションが行われ、今後の租税教育活動の参考になった。

三条・燕西蒲青年部会合同視察研修会の開催

恒例となっている、三条・燕西蒲青年部会の合同の研修会が、本年度は、燕西蒲法人会青年部会の主管で10月16日（水）開催した。第一部は、エンジン・モータコンプレッサ・エンジン発動機等の製造販売の北越工業㈱様の工場見学を実施し、製品製造の状況と会社経営の考え方をお聴ききすることができ大変有意義な工場見学会となった。第二部は会場を「萬会館」に移し懇親交流会を開催した。

租税教室の開催

三条法人会青年部会では、租税教室の開催にも積極的に取り組んでいます。管内小学校で開催される租税教室の講師として部会員を派遣しており、今年は、一ノ木戸小学校、嵐南小学校、大島小学校、石川小学校、加茂小学校、見附第二小学校、大面小学校、長沢小学校、田上小学校の９校で実施した。講師は青年部会の正副部会長・役員が持ち回りで担当し、DVD等を活用し45分間の講義を行ったが、それぞれが工夫を凝らした説明で、大変好評だった。管内の租税教室実施全小学校にマーカーペン、税の小冊子、絵ハガキコンクールティッシュペーパーを各1,400個配付した。

女性部会の活動

全国女性フォーラム新潟大会実行委員会の検討内容

現在、全国女性フォーラム新潟大会の開催に向け、各単位会で選出された委員で組織する実行委員会で、大会の内容等について検討が行われている。

開催日：令和３年４月15日（木）
会　場：朱鷺メッセ

大会ロゴマーク

県連合同セミナーへの参加

新潟県法人会連合会女性部会連絡協議会合同セミナーが10月17日（木）五泉市で行われ、当法人会女性部会から17名参加した。

記念講演では湯沢グランドホテル女将村山桂子氏の「与えられた人生だもの、私は頑張る!!」と題し、女将としての経験をもとに女性の生き方やおもてなしの心などについて話され大変有意義な講演となった。

「セミナー＆やさしい税金教室」の開催

女性部会では、「税を考える週間」行事の一環として、毎年三条税務署幹部の方々をお迎えし「やさしい税金教室」を開催している。本年度は、12月３日（火）に「餞心亭おゝ乃」で開催した。

第１部は、㈲ナマラエンターテイメント代表「江口歩」氏をお迎えし、「常識の裏側」と題して講演をいただいた。これまでの慣例となり行ってきたことに疑念を持ち、改めてきたことなどについて楽しく説明を受け大変有意義な講演会となった。

第２部は、三条税務署の長谷川税務署長様より「お酒のよもやま話」と題し講和をいただいた。その後、永吉統括官様、大澤総括官様を交え座談会を開催し大変意義ある意見交換ができた。

タオルの寄贈

地域社会貢献活動の一環として実施しているタオルの寄贈について、今年度は12月18日（水）、田上町社会福祉協議会にタオル1,300本を持参、髙橋勝之会長に手渡した。田上町内の福祉関係施設などで有効に活用させていただきますと感謝の言葉をいただいた。

- 消費税には申告・納付期限(※1)があります。
- 申告・納付にはe-Taxが利用できます。
- 個人事業者の方は振替納税も利用できます。

✓ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
✓ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です(※2)。
✓ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
✓ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告１回、中間申告11回）
400万円超4,800万円以下	年４回（確定申告１回、中間申告３回）
48万円超400万円以下	年２回（確定申告１回、中間申告１回）
48万円以下	年１回（確定申告１回、中間申告不要）(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

法人会

企業訪問

株式会社　ひまわり食品

【会社の概要】

●代 表 者　代表取締役社長　髙　野　と志子
●住　　所　〒954-0076　見附市新幸町2-8
　　電話 0258-66-0866　　FAX 0258-66-0877
●資 本 金　5,000万円
●従業員数　180名
●事業内容　惣菜製造卸、直営販売、学校給食調理業務委託
●U R L　http://www.himawari.foods.co.jp/
●e-mail　info@himawari-foods.co.jp

昭和51年に㈱良寛食品として設立し、惣菜加工品の製造・販売を開始、平成12年みつけ給食センターを吸収合併し社名を㈱ひまわり食品に変更、平成24年に現在地に本社工場を新設いたしました。

新工場建設の際に今後は、ただ造って販売すればいいのではなく、衛生管理が重要になると平成24年にHACCP（hazard analysis and critical control point）を取得いたしました。HACCPとは原材料の入荷から製造までのすべての工程において、危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視記録し、異常が認められたときには直ちに対策をとり解決することで、不良品の出荷を未然に防ぐことを目的としたシステムです。

また、平成27年にISO22000認証を取得しました。HACCPの取り組みに加え、マネジメントシステムの要素を加味したシステムを構築維持更新することで、お客様にとって、より安全な製品を提供し期待満足させることが、目的です。その他５S（整理・整頓・清掃・習慣・清潔）や従業員教育等一般的衛生管理を徹底して、改善をしていくことでより安全で安心な商品を提供しております。

本社工場では、一日約10,000～12,000パックの寿司、惣菜、米飯を作り、県内外のスーパーに納品しております。

今年も巻きます、恵方巻き50,000本。中越地震の後くらいから本数が伸びてきました。

ある企業は、その年の恵方に向かって２月３日17時に全員起立して無言で食べられるとか。

皆様、恵方巻きに願掛けをされます。

弊社の理念は「食を通じて世界の人々に、喜びと豊かさを提供し、食文化の発展に貢献することを目指します。」としており、商品つくりには、こだわりを持って素材を厳選し商品化をしております。

お客様の「美味しい」のその声が聞きたくて、日々商品開発を繰り返しています。

生きる ～健康法・趣味～

座禅断食について

株式会社丸正土木
代表取締役　桐　生　竜　治 様

座禅断食会に、年間数回参加しています。座禅断食の目的は、座禅をして、腹式呼吸によって精神安定をはかり、頭の中を空っぽにする時間を過ごします。また、日ごろの過食状態を再認識し一番の目的は、宿便を出す事です。体に溜まった、老廃物の便が、腸壁について取れない汚れを宿便といいます。宿便は、体にへばり付いて排出しづらくなり、あらゆる病気の原因といわれています。その汚れを出すのに、効果的な方法が、断食です。

座禅断食に出合ったきっかけは、一冊の本と野口法蔵さんでした。野口さんという方は、坐禅断食会というかたちで、会場を探し主催して指導している、チベットで修行されたお坊さんです。会場はあちこちで、千葉、埼玉、奈良、石川、長野等他県でも行っています。新潟では、お弟子さんたちが開催しています。これまでに参加された年齢は、下は３歳から、上は80歳までいられます。参加された方の中で３日間の断食ができなかった人は誰もいないということです。だから不安を抱くのはみなさん同じですが、できないことはないということです。

この断食会は、２泊３日の７食断食です。初日は朝ごはん・昼ごはんをご自身の責任で抜いて、夜ごはんの時間から断食会場宿泊所に集合して一緒に断食します。座禅を初日３回、２日目12回、３日目３回の計18回、１回あたり20～25分行います。背筋を伸ばしてじっとしている事で宿便取りの効果を高めます。最終日の断食明け昼ごはんは、独特なノウハウによる宿便取りの食事となります。大量の梅湯、煮大根、生野菜を食べて、一気に腹を下して宿便取りをします。劇的な体質改善が期待でき、気分も爽快です。

明け方は独特の明け方をします。梅干をほぐした梅湯をたくさん飲んで、それから野菜の繊維、主に大根をたくさん食べます。断食をして腸管を空にしていると宿便というものが壁から浮いてきます。そこで梅湯を飲むのですが、梅というのは酸です。酸が洗剤みたいな働きをします。そして食べた大根や生野菜は水分を取られて即座に繊維になるので、タワシのように腸壁をきれいにしていってくれます。パイプを洗剤とタワシで洗うようなものです。断食だけですと宿便が出るのに１週間かかりますが、こういうやり方をすることで宿便取りを３日間に短縮できます。それと同時に小刻みに坐禅しているので、背筋を伸ばしているということが自律神経と腸に作用して、このことによっても宿便取りにかかる時間が短縮されます。それで最短の２泊３日の宿便取りができます。辛いのは２日目の夜くらいで、明日になれば終わったも同然です。健康な人で、最初こういうやり方で出せる宿便の量というのは半分位です。不健康な人だと３分の１なので全部出すには２回もしくは３回の断食が必要です。それをできるだけ短い間隔でやるといいです。２ヶ月以内にもう１回。３回目もどんなに長引いても半年のうちにやる。その後も健康維持のために３ヶ月に１回くらいのペースでやられるといいようです。

以上で私の健康法をご紹介させていただきました。ご興味のある方は、気楽にご連絡下さい。

最後までお読みいただき有難うございます。感謝。

編集後記

令和２年の新春を迎え謹んでお喜び申し上げます。

昨年は、消費税の引き上げがあり、景気の動向が気になるところでございます。

皆様の企業の経営に影響が出ていないでしょうか？消費が停滞しないように願うばかりでございます。そして台風19号で未曾有の被害を受け、東日本に大きな打撃を与えました。早くの復興復旧を願うばかりです。しかし今年は東京オリンピックYEARでございます。各国から人々が集まり、日本中が賑やかになり活気が出てくると思われます。そしてインバウンドも含め消費力が向上してくると思います。これを機に景気が右肩上がりに上昇してくれれば良いですね。

さて今年も皆様からの素晴らしい情報を残すことなく会員の皆様に広報していきたいと存じます。これからも会員の皆様からご指導ご鞭撻をいただきながら頑張って職務を全うしたいと思いますので宜しくお願い致します。

（総務広報委員長　長岡信治）

スマホ×確定申告　－ネクストステージ－

進化するスマート申告！
～5つのステップで手続完結！～

STEP 1　国税庁HPへアクセス ▶ STEP 2　提出方法を選択 ▶ STEP 3　金額などを入力 ▶ STEP 4　e-Taxで送信 ▶ STEP 5　申告書データを保存

STEP 1　国税庁ホームページへアクセス

iPhoneの方

Android™の方

インターネットを開いて、「確定申告」と検索してください。

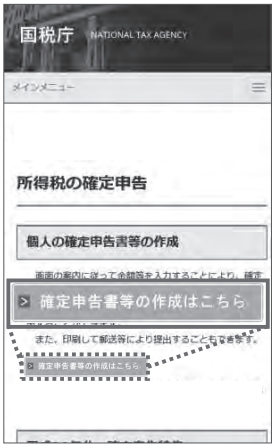

「確定申告書等の作成はこちら」のバナーをタップしてください。

「作成開始」をタップしてください。

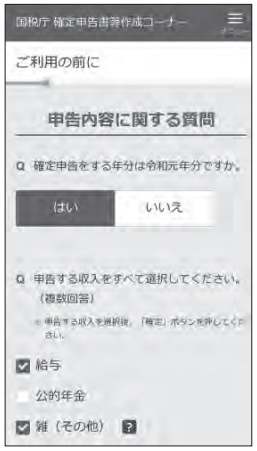

収入や控除の質問に順番にお答えください。(iPhoneの方は手順が一部異なります。)

STEP 2　提出方法を選択

提出方法の選択

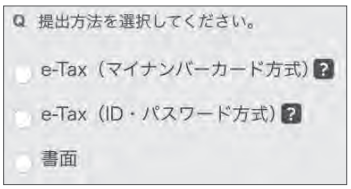

○マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方(一部の端末のみ)

対象端末の一覧はこちら→

○ID・パスワード方式

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方（全ての端末）

お持ちでない方は「書面」を選択してSTEP3へ

マイナンバーカード方式

画面の案内に従って、必要なアプリをインストールしてください。

マイナンバーカードを認証して事前準備をしてください。

ID・パスワード方式

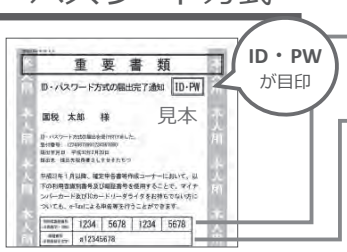

ID（利用者識別番号）

1234567812345678

パスワード（暗証番号）

a12345678

完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。

STEP 3　金額などを入力

収入の入力

給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

控除の入力

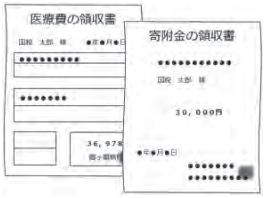

医療費の領収書や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。

氏名等の入力

氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。

提出方法が「書面」の方はSTEP5へ

STEP 4　送信

e-Taxで送信してください。

STEP 5　申告書データを保存

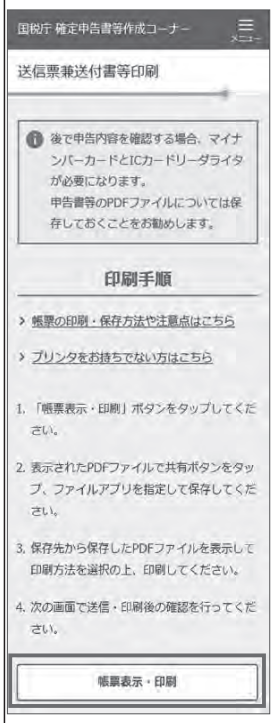

印刷画面まで進んだら申告は完了です。

「帳票表示・印刷」をタップしてください。

※ 申告内容によって表示画面が異なる場合があります。

iPhone

申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。

「ファイルに保存」を選択してデータを保存してください。

保存したデータは「ファイル」から後で確認できます。

Android

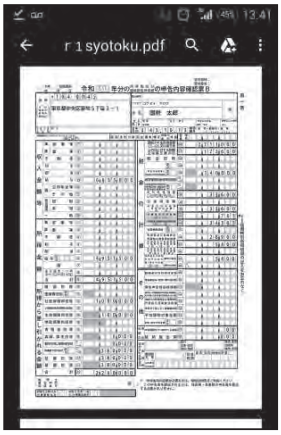

申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。

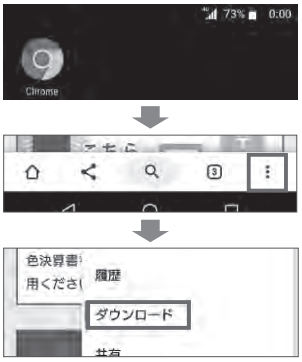

保存したデータは「Chrome」から後で確認できます。

※ 提出方法が「書面」の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で印刷し、郵送等で提出してください。

ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

平成30年1月以降、確定申告会場にお越しになられた方で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※　ご利用には別途通信料がかかります。
※　このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
※　ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。
・　iPhone、Safariの名称及びそのロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
・　Android、Chrome 、Chromeロゴは、Google LLC の商標または登録商標です。

国税庁　法人番号7000012050002　2019.10

お知らせ

税務署へ提出する申告書や申請書等には

マイナンバーの記載が必要です!!

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

申告書などを税務署へ提出する際は、“毎回”

マイナンバーの記載 ＋ 本人確認書類の提示又は写しの添付 が必要です！

※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

本人確認書類

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

・マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

ポイント！

マイナンバーカードは、番号確認と身元確認が1枚で可能な唯一のカードです。
是非、マイナンバーカードを取得し、ご利用ください！

マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

ご本人のマイナンbaーを確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
  （マイナンバーの記載があるものに限ります。）

などのうちいずれか1つ

＋

身元確認書類

記載したマイナンバーの
持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか１つ

※平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

マイナンバーカードの取得方法は？

意外と簡単！
スマホから申請
できます！

マイナンバーカードは郵便・パソコン・スマホなどから申請でき、無料で取得できます。
詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード　取得方法

マイナンバーカードが利用できる場面が、今後どんどん拡大する見込みです！

いろいろな行政手続がマイナンバーカードを使って便利に利用できるようになる予定ですので、お早めの取得をおすすめします！

スマホによる申請
はこちらから！

マイナンバーカードを活用して e-Taxをより便利に！

e-Taxで申告するには？

STEP 1 マイナンバーカードを取得

STEP 2 ICカードリーダまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンを用意

STEP 3 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ

マイナンバーカード対応のスマホ一覧はこちらから！

e-Taxのメリットは？

より便利になりました！

24時間提出可能
税務署に出向くことなく、確定申告期間中は土日祝日も含めて24時間（その他の期間は平日24時間）申告書の提出ができます。

本人確認書類の提出が不要
e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

これからもより便利に
マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告書を送信する場合、e-Taxの利用者識別番号（ID）・パスワードの取得・入力・管理を不要にするなど、利便性を高めるため様々な取組みを行っております。

マイナンバーカードでできることって？

今後もできること増え続けます！

メッセージの確認
マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから、申告した内容や税務署からのお知らせを確認できます！

身分証明書として
マイナンバーカードのおもて面は、運転免許証などと同様に公的な身分証明書として利用できます！

その他にもさまざまなシーンで
その他にも、マイナンバーカードを使ってコンビニで住民票の写しが取得できたり、マイナポータルにログインしたり、利用できるシーンが増え続けています！

その他のメリットはこちらから！

国税庁　法人番号7000012050002

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和元.6

～三条税務署からのお知らせ～

確定申告会場は
燕三条地場産センター「リサーチコア」です！

○開設期間　２月１７日（月）～３月１６日（月）
（土・日曜日及び祝日を除きます）

○受付時間　午前９時～午後４時
※会場の混雑状況により早めに受付を締め切る場合があります

○場　　所　「リサーチコア」６階 研修室１・２・３
三条市須頃１丁目１７番地（下図参照）

三条税務署庁舎では、申告相談を行っておりませんのでご注意ください。

※　上記期間中、三条税務署庁舎内では、作成済み確定申告書の提出の受付及び確定申告書用紙の配布のみ行っております。

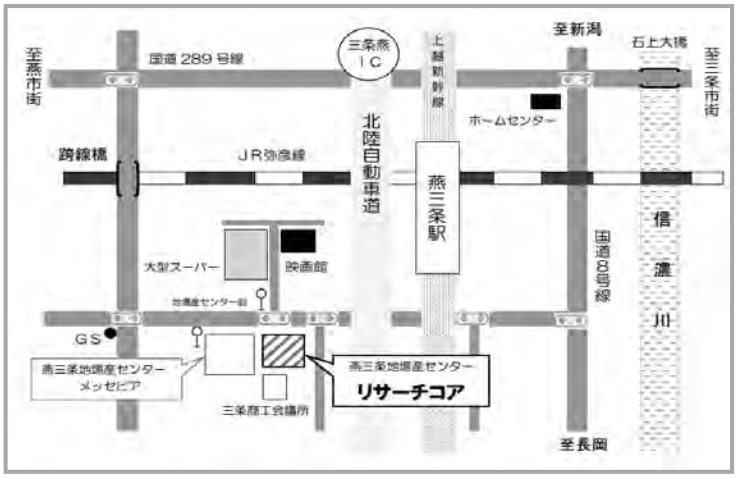

交通機関のご案内
○電車　燕三条駅
燕口より徒歩５分
○バス　越後交通バス
「地場産センター前」下車
○車　　施設内駐車場３５０台

医療費控除を適用される方へ

平成 29 年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となりました。

なお、税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は５年間保存する必要があります。

※　令和元年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできますが、令和２年分以降は、医療費控除の明細書の作成・添付が必要となります。

AIG

AIG損保

法人会のビジネスガード Business Guard Series

世界有数の地震国、日本！
いつ、どこで大地震が発生しても
不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！

Property Guard（プロパティーガード）

法人会の企業地震保険

企業財産保険＋財物損害補償特約＋地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

AIG損害保険株式会社
URL:http://www.aig.co.jp/sonpo

お問合せ先
新潟支店
〒951-8068
新潟市中央区上大川前通六番町1214-2
TEL.025-223-6231　FAX.025-228-7256
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

この広告は保険の概要をご説明したものです。保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
2018年1月時点の内容です。
(B-152289 2020-01)

アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を
受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、
約束します。お客様ひとりひとりが創る、
自分らしく充実した人生。アフラックは、
そのお手伝いをする存在であり続けます。

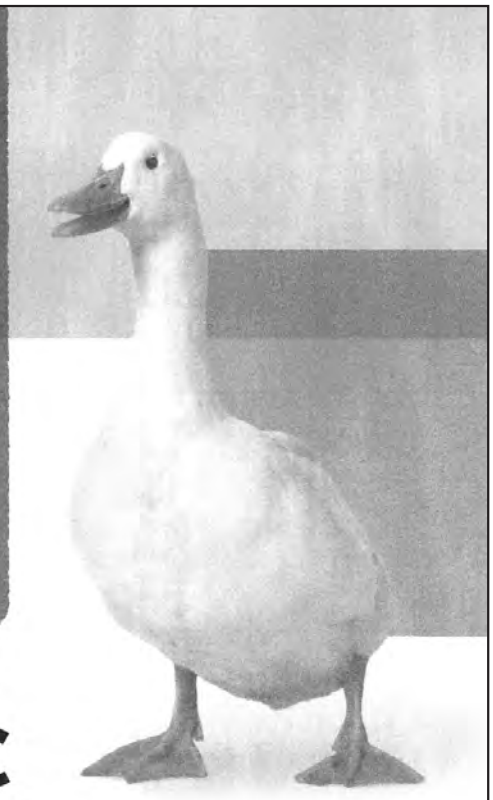

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。
Aflac

（引受保険会社）アフラック 新潟支社　法人会フリーダイヤル 0120-876-505　※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

T&D
T&D保険グループ

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

新潟支社　三条営業所/
新潟県三条市林町2-1-24
TEL 0256-33-3045